

## 朝倉市秋月博物館行為許可申請書

年 月 日

朝倉市教育委員会 教育長

申請者

住所（所在地）

氏名（名称）

（代表者）

印

（担当者）

電話番号

朝倉市秋月博物館条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により次のとおり秋月博物館における行為の許可を申請します。

許可を申請する行為 (いずれかに○をつける。)	(1) 物品の販売又は宣伝活動をすること。 (2) 興行をなすこと。 (3) 展示会、研修会その他これらに類する催しのために、博物館の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 業として写真、映画等を撮影すること。 (5) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
行為の目的及び内容	
期 日	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分まで

備考 行為の目的及び内容の欄には、必要に応じて施設又は物件の名称等を記入すること。